

在所に有之諸親類共可成敗事。

付、獨身之もの、儀、一人之手前過怠米として、惣在所中より屋別に一石宛可出之事。

一、自今以後、百姓たるもの他國の金山に罷越もの有之者、其在所のおとな百姓、并隣家之百姓可成敗。村中としては、爲過怠米屋別に一石宛可出之事。

一、近年金山に罷越もの相改可申上。若見かくし申殘候者、其在所のおとな百姓可成敗事。

一、町人分國を相去他國に居住、一切令停止。此法度已前他國に有付候もの有之者、其町中として可召返。若於不歸者、親類可成敗事。

一、町中にわたり奉公之もの、他國之金山に罷越候儀可令停止。并近年罷越候者不相歸もの有之者、彼一類妻子共に可成敗事。

右之條々定處如件。

慶長九年五月廿六日

御 判

三七 衣類之儀御定

掟

一、來正月出任之衣裳者、有合次第古小袖以下たるべき事。

一、小身之輩、綾之小袖於分國中令停止畢。但、他國之供役之時者可爲格別事。付、又若黨以下綾之小袖、一切令停止事。

一、衣類之紋菊桐令停止事。

右條々堅可存其旨。若於背御法度族者、可爲曲言者也。

慶長十九年十一月廿一日

御 判

三八 辻斬等之儀御定

高 札

一、辻ぎりの事。

一、札を立并おとし文の事。

一、夜中に於路頭女をとらふる事。

右條々狼藉人之事、前後共に同類たりといふとも、つけしらするにおいては、褒美として金子二拾枚可遣之。并惡黨人之知行則可宛行者也。

慶長十年六月十七日

御 判

三九 風俗之儀御定

法 度

一、下々夜あるきの事。

一、辻だちの事。

一、辻うたひ・ほそりの事。

一、辻尺八の事。

一、辻すまふの事。

一、をどりの事。

一、ほうかぶりの事。

右條々堅令停止畢。若違背候もの有之者、横目のものとして見あらはし、其主人之屋敷に立入候者、則主人に可申届。

若彼とが人私宅に立入候者、其りんたん(編)に慥申届、其上奉行人に可遂披露。とが人歴然之上、其者之儀者可爲成敗、

主人は可爲過錢。然者知行五千石取候上者銀子三枚宛、其下之知行取已下者銀子一枚宛可出之。但、横目之もの共、

自然自分に意趣遺恨を以、無失之儀申懸候者、可爲曲事者

也。

慶長十年六月十九日

御 判

四〇 走百姓之儀御定

定

一、去年被仰出候三ヶ國在々に十村・組頭・肝煎召寄、走百姓穿鑿之儀、御代官衆・給人衆不及相届、公儀より可被仰付候條、給人・代官存分有之間敷事。

一、御分國中對百姓等公儀之御用於有之者、御代官衆・給人衆不及相届、奉行所よりすぐに可被召寄候。其時給人・代官爲日用召寄、公儀之御用致懈怠儀有間敷事。

一、走百姓御穿鑿のため、十村組之肝煎方に召符之事、此衆中誰々手前にて相調候共、不及異儀可有加判事。

一、三ヶ國十村組肝煎、背御法度旨不相届仕合於歴然者、奉行所より得御意、御詮次第可爲成敗候。至其時御代官・給人として申分有之間敷候事。

一、走百姓之儀、如御法度十村組として召出、當給人に可相渡事勿論候。万一走百姓至他國當分於不罷出者、彼走百